

青森県新給与システム等基本構想策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県新給与システム等基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

青森県新給与システム等基本構想策定業務

(2) 業務内容

別添「青森県新給与システム等基本構想策定業務委託仕様書」のとおり。
なお、仕様書は最優秀提案者の企画提案書等を反映した内容に変更する
場合がある。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料上限額

42,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案書等の作成に当たっては、上記の上限額以下の価格で提案すること。

3 参加資格

(1) 単独で参加する者は、次のアからエまでの全てを満たす者とする。また、共同体で参加する者は、共同体の全ての構成員が次のアからウまでの全てを満たす者とし、共同体の代表構成員が次のアからエまでの全てを満たす者とする。なお、共同体の各構成員は、他の共同体の構成員又は単独で参加する者でない者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

イ 参加表明の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ウ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間

に、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」（平成12年1月21日付け青管第912号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 令和6年2月13日青森県告示第86号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、役務の提供を受ける契約で電子計算組織に係るものについてAの等級に格付けされた者で、業務委託の営業種目を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ 暴力団員と交際していると認められる者。

カ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。

キ その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

4 手続等に関する事務を担当する部署・連絡先

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県総務部人事課

電話番号 017-734-9110 F A X 017-734-8024

担当 給与支給グループ(西棟7階総務事務センター) 齋藤

E-mail somujimu_center@pref.aomori.lg.jp

5 プロポーザル参加表明書等の提出

(1) 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を表明する者は、次の書類を1部提出すること。

- ア プロポーザル参加表明書（様式1）
- イ 提案事業者概要（様式2）
- ウ 申告書（様式3）

(2) 提出方法

- ア 提出期限 令和6年6月17日（月）午後5時
- イ 提出場所 上記4と同じ
- ウ 提出方法 電子メール、FAX、郵送（提出期限必着）又は持参により提出すること。

6 参加資格審査

- (1) プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出があった場合には、上記3に定める参加資格の有無について審査する。
- (2) 審査結果については、令和6年6月21日（金）までに、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに通知し、企画提案書の提出を要請する（後日、紙媒体でも郵送する）。

7 本プロポーザルの実施に関する質問

(1) 質問方法

質問書（様式4）により、上記4記載のメールアドレス宛て電子メールにより提出すること。

(2) 質問期限

令和6年6月21日（金） 午後5時

(3) 回答

令和6年6月28日（金）までに、企画提案書の提出を要請した者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛てに電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者に対して回答する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者は、下記により書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

1	(様式6) 企画提案書 (鑑)
2	(様式7) 経費積算書
3	(任意様式) 企画提案書
4	その他企画提案を説明するために必要な書類

(2) 企画提案書の記載内容等

	項目	企画提案書に記載すべき事項	備考
1	概要	全体の概要及び共通事項	・仕様書全体の事項を遵守している旨が記述されていること。
2	取組方針	本業務の目的、業務の範囲、課題を整理した上での取組方針等	・本業務の背景や目的、業務範囲、課題を正しく理解し、整理されていること。
3	業務内容	各業務に対する考え方や実施方法等	・業務の実施方法に具体性があり、実施可能なものとなっていること。 ・各業務の内容が、課題解決やシステム構築等につながる有効な内容となっていること。
4	実施体制	業務実施体制及び業務責任者	・業務実施体制は提案内容に見合った適切なものであり、具体的に記述されていること。 ・業務責任者の経歴や資格等が記述されていること。
5	業務工程	実施スケジュール	・業務工程が具体的に記述されており、円滑に業務が行えるスケジュールとなっていること。
6	実績	国又は地方公共団体における同種または類似業務の実績	・類似する業務（人事、給与、庶務、勤怠管理等のシステムに係る基本構想策定業務等）の履行実績がある場合は記述されていること。（最大10件程度） ・大型電子計算機からオープン系システムへの移行に係る計画策定、設計・開発等業務の履行実績がある場合は記述されていること。（最大5件程度）

7	費用	本業務委託に係る見積額及び内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額を提案の上限額以内とし、妥当なものであること。 ・積算の説明がなされ、適正であること。
8	その他	その他特に記載すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、特筆すべき提案がなされていること。

(3) 留意事項等

- ア 企画提案は、仕様書の内容を理解した上で行うこと。
- イ 提案に当たっての前提条件がある場合は、明記すること。
- ウ 要求条件を満たさない提案又は要求条件より優れた提案がある場合は、その差異を明記すること。
- エ 作成及び提出上の注意事項
 - (ア) 提案書は、A4判、表紙・中表紙を除き両面印刷とし、できる限り簡略なものとする。 (表紙、目次、図表、用語集等を含み、原則50ページ以内とする。)
 - (イ) 印刷方法(2in1等)によりA4・A3判への複数ページの印刷を行うことは不可とする。
 - (ウ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

(4) 提出部数

紙媒体各8部(正本1部、副本7部)、電子媒体一式

(5) 提出期限

令和6年7月16日(火)午後5時必着

(6) 提出方法

上記4記載の担当窓口あて郵送又は持参(FAX及び電子メール不可)。
 なお、郵送の場合は、配達証明郵便で送付すること。また、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(7) 提出先

上記4に同じ。

(8) その他

辞退する場合には、辞退届(様式5)を提出すること。

9 審査委員会

企画提案書の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、「新給与システム等基本構想策定業務プロポーザル審査委員会」(以下

「審査会」という。)を設置する。

10 企画提案の審査

(1) 審査

ア 提出された企画提案書等に基づく、プレゼンテーション及び審査会によるヒアリングを実施する。

イ 企画提案書の審査については、参加資格審査結果通知と併せて通知する「新給与システム等基本構想策定業務委託公募型プロポーザル審査要領」により行う。

ウ 評価項目及び評価基準は、参加資格審査結果通知と併せて通知する「新給与システム等基本構想策定業務委託公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」に定める。

エ 審査の結果、評価点を最も高く付けた審査員の数が最も多い者を最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする。

オ 評価点を最も高く付けた審査員の数が最も多い者が同数で並んだ場合は、評価点の合計点が高い者を最優秀提案者とする。

カ 提案者が1者の場合においても、審査会を実施し、業務を適切に実施できると判断した場合は当該提案者を契約候補者とする。

(2) 結果通知

審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

11 理由の説明

(1) 審査の結果、最優秀提案者に選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して5日以内に、書面により、理由(評価点数)の説明を求められることができるものとする。

(2) 理由の説明は、書面が到達した日から起算して7日以内に行うものとする。

12 契約

(1) 本プロポーザル審査において最優秀提案者となった者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。

(2) (1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受託候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。

(3) 契約を締結する際、提案者が人事課との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結し

ない場合がある。

(4) 契約の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとする。

13 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (2) 提案者が本プロポーザルに対して2以上の提案をしたとき
- (3) 提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 見積書に記載する金額が「委託料上限額」を超えた提案（追加分を除く）であるとき
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) 青森県職員又は本プロポーザルの関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 本プロポーザルの審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

14 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザル及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書は、原則として非公開とする。ただし、情報公開請求等により公開の必要がある場合は、事前に提案者に通知の上、その全部又は一部を公開する場合がある。
- (4) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製するときがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行うときがある。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (8) 本業務の受託者となった場合であっても、次工程のシステム要件定義等の調達参加を妨げるものではない。

15 スケジュール

令和6年5月30日(木)	募集公告（県ホームページへの掲載）
令和6年6月17日(月)午後5時	参加表明書等提出期限

令和6年6月21日(金)	参加資格審査結果通知
令和6年6月21日(金)午後5時	質問書提出期限
令和6年6月28日(金)	質問書に対する回答通知
令和6年7月16日(火)午後5時	企画提案書等提出期限
【予定】令和6年7月中旬	審査会*(プレゼンテーション及びヒアリング)

※審査会の正式な開催日時は、参加資格審査結果通知と併せて通知する。